

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 意見等取りまとめ表

資料1

令和3年5月20日

原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

| 番号 | 項目 | 内容 | 今後 |
|----|---------|--|-----------------------------------|
| 1 | 報告期日 | 法令報告の目的は何か。法令に基づき報告された情報をどのような目的で使用するのか。 | 公開会合・面談にて議論 |
| 2 | | 法令報告の目的に照らして、報告内容及び報告期限の設定は適切か。 | |
| 3 | | 廃止措置申請中及び廃止予定の施設における法令報告 | |
| 4 | 原子力施設安全 | 避雷設備や避難通路のような重要度が低い設備も、火災で故障が発生した場合は法令報告の対象になる(定期事業者検査の対象となっているため)。設備の安全側への誤動作の場合、原子炉の安全性に影響を及ぼすものではないことから、法令報告対象外としてはどうか。 | |
| 5 | | 核燃料施設等の特徴を踏まえた報告対象の検討。(例)試験炉の出力を考慮。定期事業者検査の対象機器が報告対象となっているが、事業者が策定した施設管理実施計画において、重要としているもの(原子力機構においては、保全重要度という尺度を導入しており、これが「高」及び「中」のもの)を対象としてはどうか。 | |
| 6 | | ABWRにおける制御棒の過挿入は、原子炉の安全性に影響を及ぼすものではないため、報告対象外としてはどうか。 | |
| 7 | | 点検中の損傷においては、当該機器の機能が要求されていない状態であれば法令報告対象外としてはどうか。 | |
| 8 | 機能要求 | 原子炉補機冷却水系において、「点検の結果、仮に熱交換機能に全く支障を及ぼさない部分的かつ小さな貫通であった場合は、当該熱交換器の安全の重要な機能(熱交換機能)に関して、技術基準に適合していないとする必要はないものと考えられる。」との内容で規制側から見解をいただいている(H15.12.18)。見解に基づき、熱交換器の伝熱管に関する減肉やピンホールに関して、熱交換機能を満足していれば法令報告対象としていない。 | これまでの公開会合で議論 |
| | 回答 | 原子炉補機冷却水系に小さな貫通が生じた場合を一括りにすることはできないため、法令報告事象と疑われる事例が発生した場合は幅広く事故室に連絡してほしい。 | |
| 9 | 対応プロセス | 原子力規制委員会の審議・評価が終えられていない状況下で、事業者対応の是非や起動工程(原子炉脱気運転、制御棒引き抜き、臨界等)の監視等が可能か。原子力規制委員会の審議・評価が終わっていないと運転ができない等のある種の制限を科すプロセスが明確になっていない。 | |
| | 回答 | 見直した法令報告の対応区分2とする法令報告については、原子力規制検査で緑相当ということで、事業者の改善活動に委ねる性質のものであることを理解いただきたい。必要があれば個別事例について、規制側のマイルストーンについて議論する。 | |
| 10 | 質問 | 色は事象発生から2週間以内を目途に決定(原子力規制委員会の了承)される。対応区分1, 2, 3に応じて開催される公開会合や面談による調査の開催・実施時期について、目安(暫定評価決定から概ね何日後等)をご教示いただきたい。 | |
| | 回答 | 区分2の場合、原子力規制庁に原因・対策を説明してから原子力規制委員会の了承(理解)が得られるまで最大4か月程度を要することも想定される。 | |
| | 回答 | 事象に応じて対応が異なると考えられるため、一律に公開会合や面談の開催目途を提示することは困難であるが、公開会合や面談実施の目的や考え方は法令報告ガイド(仮称)に記載したい。 | |
| 11 | 要望 | LCO逸脱事象発生時の報告先の統合 | 今後、規制庁内部で検討し、今後のガイド・解釈改正時に可能な限り対応 |
| 12 | 要望 | 原子力規制庁事故対処室との面談資料「実用炉規則134条の運用について(訓令)の解釈等について(平成31年4月5日)」を、訓令に取り込んでいただきたい。 | |
| 13 | 要望 | 廃止措置にある発電用原子炉については、法令上、LCOを設定する要求がないため第5号の対象外となる旨を明確化していただきたい。 | |
| 14 | 要望 | 『(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)]』について、後段の除外規定が適用できないと読めることから、カッコ内を削除し、除外規定において、以下を追加する。『二 漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を講じる必要がなかったとき』なお、管理区域外に広がった場合は第9号で読むと解釈する。 | |
| 15 | 要望 | 使用規則第6条の10第3号に安全機能に係る故障が報告事項として定められていることを踏まえると、第2号の故障は安全機能に関わらないものと考えられる。第2号については法令報告事象から除外することが適当と考える。 | |
| 16 | 要望 | 訓令の「試験炉報告基準の各号について」の「四 火災による安全上重要な機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によることを除く。」について、消火等による機器故障は除外とあるが、消火等により、安全機能に影響を及ぼした、又は、及ぼす恐れがある場合(例:安全系の制御系統の消火による機能喪失)は、「三 安全上重要な機器等の故障により必要な機能を有していないと認められるとき。」に抵触すると思われる。たとえ消火等の行為であっても、安全機能への影響により、必ずしも除外されないことは明確にした方が良くないか。 | |
| 17 | 要望 | 「運転の状態」にかかわらず報告対象とする旨の記載がある一方で、例として挙げられている事例に「…により運転を停止したとき」という、運転状態に関する記載があるため、「運転」と報告の関係について整理した方が良く考える。 | |